

## 後期高齢者医療制度のお知らせ

### 平成23年度保険料額 決定通知書を送付

今回、保険料額決定通知書を送付する方は、平成23年6月24日までに後期高齢者医療制度の被保険者になった方です。

その後に被保険者になった方や転入等の異動者へは、8月以降に保険料額決定通知書を送付します。

### 保険料の算定方法

保険料額は、平成22年中の所得等をもとに算出した均等割額と所得割額の合計です。

所得の低い世帯の方や被扶養者であった方に対する保険料軽減措置があります。

詳しくは保険料額決定通知書をご覧ください。

### 所得の低い世帯の方の軽減

所得が一定の基準額以下の場合、所得に応じ、

所得割額が5割、均等割額が2割、5割、

8.5割、9割、軽減されます。

### 被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入

する直前に被用者保険(国保・国保組合は除く)の被扶養者であった方は、所得割額が賦課されず、均等割額が9割軽減されます。



### 保険料の納付方法

#### 特別徴収

年金からの支払(年金天引き)による納付方法です。

※口座振替による納付に変更できます。希望される方は、

国保年金課または各支所で手続きしてください。

#### 普通徴収

指定金融機関、ゆうちょ銀行(郵便局)窓口での納付や口座振替による納付方法です。

納付書が届いた方は、納期限までに忘れずに納付してください。

※便利な口座振替を希望される方は、金融機関窓口、国

保年金課または各支所で手続きしてください。

※既に国保税で口座振替を利用している方も、後期高齢者医療保険料の口座振替を希望する場合は、改めて申請が必要となります。

### 減免措置

失業等により収入が著しく減少した時や、震災により住宅が半壊以上の損害を受けた場合など、保険料の減免が受けられる場合があります。

詳しくは保険料額決定通知書に同封するチラシをご覧ください。

### 限度額適用・標準負担額減額認定証の交付申請

次に該当する方が入院する

時は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することにより、窓口で

支払う自己負担額が一定額まで引き下げられますので、国

保年金課または各支所に申請してください。

なお、有効期限が平成23年7月31日までの認定証をお持ち

の方で、8月以降も該当する方には、新しい認定証を郵送していただきますので、交付申請は不要です。

### 該当者

住民税非課税世帯に属する

被保険者

申請に必要な物

・後期高齢者医療被保険者証  
・印かん

### 新しい被保険者証を送付

8月からの新しい後期高齢者医療被保険者証を郵送して

います。8月になってもお手元に届かない場合は、お問い合わせ

ください。

有効期限の切れた被保険者証は、国保年金課または各支所に返却してください。

### 一部負担金の免除

震災により被災された方で、一定の要件に該当する場合、医療機関等での一部負担金等が免除されます。

詳しくは広報7月号4ページ「医療機関等における一部負担金等の免除」をご覧ください。

### ◎問い合わせ:

国保年金課医療給付係  
☎(55)5107

豊かな緑に囲まれた静寂な施設のなか、

祭壇 葬儀用品 お料理 花輪 贈答品

など、満足のいくサービスを提供いたします。

社の中の斎場

己ほう風りん

ほうりん斎場 二本松市上竹2-286-1  
ほりか送迎ホール TEL.0243-23-5520 FAX.0243-22-7377  
東和斎場 二本松市針道字鍛冶屋敷15-1  
大山斎場 大玉村大山字玉貫19-7  
福島平野斎場 福島市飯坂町平野字大前田1-4  
TEL.024-542-6444 FAX.024-542-4960

0120-43-1194

●年中無休 ●24時間受付 ●大駐車場完備